

令和8年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者 選考試験【夏実施】受験案内

申込期間

令和8年4月8日(水)～
5月11日(月) 午後5時まで

申込方法

インターネット

こちらからお申し込み下さい→



適性検査 受験票交付日から別途指定する期日まで

第一次試験日 令和8年7月5日(日) 第二次試験日 8月3日(月)～14日(金)(特別選考⑧を除く)
9月1日(火)～4日(金)(特別選考⑧のみ)

昨年度の試験からの主な変更点

第二次試験の模擬授業のテーマ(課題)を事前提示方式に変更します。	→P10参照
特別選考①(教職経験者特別選考)の対象者を拡大します。	→P4、5、7参照
特別選考⑧(大学3年生チャレンジ推薦特別選考)の受験区分を拡大します。	→P1、2、4参照
実技試験の対象教科を見直し、中学校・高等学校の「美術」については実施しないこととします。	→(P10、11参照)

1 実施目的

この選考試験は、令和9年度採用予定の横浜市立学校の教員採用候補者、及び令和10年度採用予定の横浜市立学校の教員採用候補者の一部を決定するために実施するものです(神奈川県、川崎市及び相模原市の採用試験とは異なります)。

2 受験区分・募集人員等

【令和9年度採用予定】 特別選考⑧(大学3年生チャレンジ推薦特別選考)を除く

受験区分	募集人員等
小学校	約630名
中学校・高等学校 (国語、社会、数学、理科、音楽、 美術、保健体育、技術、家庭、英語)	約320名 国語約55名、社会約25名、数学約40名、理科約55名、 音楽約15名、美術約15名、保健体育約35名、 技術約15名、家庭約10名、英語約55名
特別支援学校	約45名 ※特別支援学校又は小学校、中学校、義務教育学校における個別 支援学級担当若しくは通級指導教室担当への配属となります。
養護教諭	約10名 ※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校のいづ れかへの配属となります。
高等学校(情報、工業、商業)	各教科 若干名 ※高等学校への配属となります。

(併願について)

以下の「受験区分(第一希望)」で申し込む方は、「併願教科」を第二希望として併願できます。

なお、併願する場合でも、選考方法は以下の「受験区分(第一希望)」及び選考区分に応じた試験内容となります。

受験区分(第一希望)	併願教科(第二希望)	募集人員等
中学校・高等学校(数学)	中学校・高等学校(技術)	各併願教科の必要数に応じて採用 ※小学校専科教員は単独での 申込みはできません。
中学校・高等学校(理科)		
中学校・高等学校(音楽)	小学校専科教員(音楽)	
中学校・高等学校(英語)	小学校専科教員(英語)	

【令和10年度採用予定】 特別選考⑧(大学3年生チャレンジ推薦特別選考)のみ

受験区分	募集人員等
小学校	約60名～120名
中学校・高等学校 (国語、数学、理科、美術、技術、家庭)	各教科 若干名
特別支援学校	若干名 ※特別支援学校又は小学校、中学校、義務教育学校における個別 支援学級担当若しくは通級指導教室担当への配属となります。

- (1) 日本国籍を有しない方は、任用の期限を附さない常勤講師としての採用となります。
- (2) 募集人員は現時点での人数です。最終合格者数とは異なります。
- (3) 「情報」「工業」「商業」を除き、高等学校教諭は「中学校・高等学校」区分に含めて募集します。
※「中学校・高等学校」区分で、高等学校を希望する場合においても中学校教諭普通免許状が必要です。
- (4) 「中学校・高等学校」区分のうち「数学」「理科」の申込者で、「技術」の教諭としての採用を第二希望とする場合は、受験申込時に併願を選択してください。なお、併願の有無は、主たる受験区分(第一希望)の可否には影響しません。
※併願する場合には、受験区分の教科の中学校教諭普通免許状に加えて、「技術」の中学校教諭普通免許状が必要です。
- (5) 「中学校・高等学校」区分のうち「音楽」「英語」の申込者で、小学校における「音楽」又は「英語」の専科教員としての採用を第二希望とする場合は、受験申込時に併願を選択してください。なお、併願の有無は、主たる受験区分(第一希望)の可否には影響しません。
※小学校教諭普通免許状の有無は問いません。
- (6) 「小学校」及び「中学校・高等学校」区分の最終合格者について、義務教育学校へ配属となる場合があります。また、配属先の学校において、個別支援学級担当又は通級指導教室担当となる場合もあります。
- (7) 将来、人事異動により、他校種へ異動する場合があります。

3 併願 ※特別選考⑧(大学3年生チャレンジ推薦特別選考)を除く

以下の「受験区分(第一希望)」で申し込む方は、「併願教科」を第二希望として併願できます。

(1) 対象受験区分について

受験区分(第一希望)	併願教科(第二希望)
中学校・高等学校(数学)	中学校・高等学校(技術)
中学校・高等学校(理科)	
中学校・高等学校(音楽)	小学校専科教員(音楽)
中学校・高等学校(英語)	小学校専科教員(英語)

※各併願教科の必要数に応じて採用します。

(2) 試験内容について

併願する場合でも、選考方法は受験区分(第一希望)及び選考区分に応じた試験内容となります。

(3) 最終合格及び採用について

最終合格者は、「令和9年度横浜市立学校教員採用候補者名簿」(以下「候補者名簿」という。)に登録し、原則として令和9年4月1日に採用します。受験区分(第一希望)において最終合格に至らなかった方のうち、併願者については、成績上位の方を併願教科(第二希望)の最終合格者として候補者名簿に登録し、原則として令和9年4月1日に採用します。

(例1) 中学校・高等学校(数学)で受験を申し込む場合

受験申込み		適性検査	第一次試験	第二次試験	選考試験結果
受験区分	併願教科				
中学校・高等学校(数学)	中学校・高等学校(技術)を併願する	期日までに受検	<<一般選考>> ・一般教養・教職専門試験 ・教科専門試験 <<特別選考②、④>> ・教科専門試験 <<特別選考①、③、⑤、⑦>> ・免除 ※いずれの試験も受験区分及び選考区分に応じた試験を受験していただきます。	・模擬授業 ・個人面接 ・論文試験(第一次試験日(令和8年7月5日(日))に実施) ※いずれの試験も受験区分に応じた試験を受験していただきます。	① 受験区分の最終合格 ↓ ② 併願教科の最終合格 ↓ ③ いずれも不合格

(例2) 中学校・高等学校(英語)で受験を申し込む場合

受験申込み		適性検査	第一次試験	第二次試験	選考試験結果
受験区分	併願教科				
中学校・高等学校(英語)	小学校専科教員(英語)を併願する	期日までに受検	<<一般選考>> ・一般教養・教職専門試験 ・教科専門試験 <<特別選考②、④>> ・教科専門試験 <<特別選考①、③、⑤、⑦>> ・免除 ※いずれの試験も受験区分及び選考区分に応じた試験を受験していただきます。	・模擬授業 ・個人面接 ・実技試験 ・論文試験(第一次試験日(令和8年7月5日(日))に実施) ※いずれの試験も受験区分に応じた試験を受験していただきます。	① 受験区分の最終合格 ↓ ② 併願教科の最終合格 ↓ ③ いずれも不合格

ポイント1 併願の有無に関わらず、選考方法は受験区分(第一希望)及び選考区分に応じた試験内容となります。

ポイント2 併願の有無は、主たる受験区分(第一希望)の可否には影響しません。

ポイント3 選考は①→③の順に行い、最終結果として通知します。

4 受験資格

次の(1)から(9)の全ての要件を満たす方が受験できます。

- (1)昭和40年4月2日以降に生まれた方
- (2)受験区分ごとに、令和9年4月1日時点で有効な以下の免許状を有する方、又は令和9年3月31日までに以下の免許状を取得見込みの方。
特別選考⑥に限り、受験区分ごとに、令和10年3月31日までに以下の免許状を取得見込みの方。
 なお、特別選考③、⑧の受験者は、主たる受験区分に係る一種又は専修免許状を有する方、又は令和9年3月31日(特別選考⑧においては令和10年3月31日)までに取得見込みの方に限ります。
 ※教員免許状の有効性については、教員免許状更新制の廃止により、パターンが複雑化しています。詳細については、Q & A (P16)を参照してください。

受験区分	免許状
小学校	小学校教諭普通免許状
中学校・高等学校	受験区分の教科の中学校教諭普通免許状 ※高等学校教諭普通免許状だけでは受験できません。
技術併願 (数学、理科)	次のア、イの免許状の両方 ア 受験区分の教科(数学又は理科)の中学校教諭普通免許状 ※高等学校教諭普通免許状だけでは受験できません。 イ 技術の中学校教諭普通免許状
小学校専科教員併願 (音楽、英語)	受験区分の教科(音楽又は英語)の中学校教諭普通免許状 ※高等学校教諭普通免許状だけでは受験できません。なお、 <u>小学校教諭普通免許状の有無は問いません。</u>
特別支援学校	次のア、イの免許状の両方 ア 特別支援学校教諭普通免許状 ※盲学校、聾学校、養護学校教諭普通免許状を有する方は、特別支援学校教諭普通免許状を授与されたものとみなします。 イ 小学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語のいずれか)
養護教諭	養護教諭普通免許状
高等学校 (情報、工業、商業)	次のア、イの免許状の両方 ア 受験区分の教科の高等学校教諭普通免許状 イ 以下の①～④のいずれかの免許状 ①小学校教諭普通免許状 ②中学校教諭普通免許状(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語のいずれか) ③高等学校教諭普通免許状(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、家庭、英語、情報、工業、商業のいずれか。ただし、受験区分以外のものに限ります。) ④特別支援学校教諭普通免許状 ※盲学校、聾学校、養護学校教諭普通免許状を有する方は、特別支援学校教諭普通免許状を授与されたものとみなします。

- (3)地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない方

地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- ①拘禁刑以上の刑に処せられた者
- ②教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- ③教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (4)平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告(心神耗弱を原因とするもの以外)を受けていない方
- (5)子ども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)第2条第8項の特定性犯罪事実該当者でない方
 ※詳細については、Q&A(P16)を参照してください。
- (6)子ども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)に基づき、最終合格後に子ども家庭庁に戸籍情報等を提供することができる方
- (7)横浜市立学校の正規の教諭及び任用の期限を附さない常勤講師でない方
 ただし、次のいずれかに該当する方を除く(「教諭」には「任用の期限を附さない常勤講師」を含む)。
 ア 現在養護教諭又は栄養教諭で、教諭となることを希望する方
 イ 現在教諭又は栄養教諭で、養護教諭となることを希望する方
- (8)令和9年度横浜市立学校教員採用候補者名簿登載者でない方
- (9)令和8年度実施横浜市立学校教員採用候補者選考試験【春実施】の第一次試験合格者でない方

5 選考区分

選考区分は、一般選考及び特別選考①～⑧があります。各選考区分の資格要件については、次の表及びP5～P7の各特別選考の詳細・注意事項を確認してください。受験資格及び各選考区分において設定されている資格要件を満たす選考区分を選択できます。

選考区分	対象者（資格要件）		第一次試験	資格要件等の詳細
一般選考	受験資格を満たす方であれば、どなたでも一般選考を選択できます。		一般教養・教職 専門試験及び 教科専門試験	
特別選考① （教職経験者） 特別選考	教職歴	次のア、イの両方を満たす方 ア 受験区分に該当する校種において、国又は地方公共団体が設置する学校の正規教員、任期付教員又は臨時的任用職員等（いずれも常勤相当）若しくは私立学校又は文部科学大臣認定日本人学校の常勤教員として、同一任命権者等の下で、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に継続して3年以上（本市における勤務歴は2年以上）勤務した方。ただし、育児休業、病気休職等により勤務しなかった期間は含みません。 イ 上記アにかかる所定の職歴証明書を、最終合格後に提出できる方（※1）	免除	P5、7
	派遣歴	次のア、イの両方を満たす方 ア 在外教育施設プレ派遣教師として、受験区分に該当する校種の日本人学校における教育活動に従事し、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に継続して2年以上の派遣期間がある方。 ※派遣期間の通算はできません。 イ 上記アにかかる所定の証明書等を、最終合格後に提出できる方（※1）		
特別選考② （社会人・国際 貢献活動経験 者特別選考）	社会人経験者	次のア、イの両方を満たす方 ア 同一の民間企業等における継続勤務歴が、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に3年以上（受験区分が中学校・高等学校の数学、理科、美術、技術又は家庭の場合は2年以上）ある方。ただし、育児休業、病気休職等により勤務しなかった期間は含みません。 イ 上記アにかかる所定の職歴証明書を、最終合格後に提出できる方（※1）	教科専門試験	P5
	国際貢献活動 経験者	次のア、イの両方を満たす方 ア 独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づくJICA海外協力隊として、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に1年以上の派遣期間がある方。 ※派遣期間の通算はできません。 イ 独立行政法人国際協力機構が証明する所定の職歴証明書（派遣の証明書可）を、最終合格後に提出できる方（※1）		
特別選考③ （大学推薦） 特別選考	小学校 中学校・高等学校 （国語・数学・理科・ 美術・技術・ 家庭・英語） 特別支援学校	小学校教諭一種（専修）免許状取得、中学校教諭一種（専修）免許状（国語・数学・理科・美術・技術・家庭・英語）取得、特別支援学校教諭一種（専修）免許状取得のための課程認定を受けている大学（大学院）又は教職大学院のうち、横浜市教育委員会が定めるものから推薦を受け、横浜市公立学校教員を第一志望とする方 ※本人の希望のみでは受験できません。 ※課程認定を受けていない校種・教科は、申し込むことができません。 ※大学推薦の詳細は、各大学の御担当者に確認してください。	免除（※2）	
特別選考④ （スポーツ等） 特別選考	次のア、イの両方を満たす方 ア 剣道、サッカー、柔道、水泳（競泳種目）、ソフトボール、卓球、テニス（硬式、軟式）、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、野球、陸上競技、吹奏楽において、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間にオリンピック、パラリンピック、世界選手権大会、アジア競技大会、FISUワールドユニバーシティゲームズ（旧ユニバーシアード）、全日本吹奏楽コンクール全国大会に出場し、入賞の実績（スポーツは8位以内、吹奏楽は金賞）がある方 イ 上記アに係る実績の内容を客観的に示す書類の写しを申込みの際に提出できる方		教科専門試験	P6
特別選考⑤ （アイ・カレッジ） 特別選考	横浜市教育委員会が設置する令和7年度よこはま教師塾「アイ・カレッジ」を卒業した方		免除（※3）	
特別選考⑥ （障害者） 特別選考	次のア、イの両方を満たす方 ア 受験を希望する選考区分（一般選考又は特別選考①～⑤、⑦、⑧）の資格要件を満たす方 イ 身体障害者手帳、療育手帳（又は知的障害者であることの判定書）、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている方で、手帳等の写しを申込みの際に提出できる方		各選考区分 に従う（※4）	
特別選考⑦ （リスタート） 特別選考	次のア、イの両方を満たす方 ア 令和8年3月31日以前に、「横浜市公立学校の正規の教諭及び任用の期限を附さない常勤講師」として、地方公務員法第22条及び教育公務員特例法第12条第1項に規定する正式採用になった方 イ 上記アの後に、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に退職した方 ※条件付採用のまま退職した方、免職となった方を除きます。		免除（※5）	
特別選考⑧ （大学3年生 チャレンジ） 推薦特別選考	小学校 中学校・高等学校 （国語・数学・理科・ 美術・技術・家庭） 特別支援学校	小学校教諭一種免許状取得、中学校教諭一種免許状（国語・数学・理科・美術・技術・家庭）取得、特別支援学校教諭一種免許状取得のための課程認定を受けている大学のうち、横浜市教育委員会が定めるものから推薦を受け、横浜市公立学校教員を第一志望とする大学3年生の方 ※本人の希望のみでは受験できません。 ※大学3年生チャレンジ推薦の詳細は、各大学の御担当者に確認してください。	免除（※6）	P7

※1 職歴証明書及び派遣の証明書等の提出については、最終合格後に案内します。

※2 特別選考③（大学推薦特別選考）における受験の可否は、書類選考の上決定します。書類選考の結果、合格しなかった場合は、一般選考での受験となります。

※3 申込み後に、卒業していないことが判明した場合は、一般選考での受験となります。

※4 特別選考⑥（障害者特別選考）で申込みの方は、一般選考及び特別選考①～⑤、⑦、⑧のうち、資格要件を満たす選考区分の第一次試験内容を選択できます。

※5 申込み後に、資格要件を満たさないことが判明した場合は、一般選考での受験となります。

※6 特別選考⑧（大学3年生チャレンジ推薦特別選考）における受験の可否は、書類選考の上決定します。書類選考の結果、合格しなかった場合は、受験することができません。

各特別選考の詳細・注意事項について

申込時は、受験資格及び資格要件の詳細な確認を行いません。受験資格及び資格要件を欠いていることが判明した時点で失格、又は採用を取り消す場合がありますので、内容をよく確認して申込みをしてください。

特別選考①(教職経験者特別選考)

ア 受験区分に該当する校種とは(教職歴・派遣歴 共通)

各受験区分において、次の表に該当する教職歴を対象とします。

受験区分	対象となる教職歴
小学校	小学校(日本人学校においては、小学校と同等の課程)又は義務教育学校前期課程における教諭(講師)としての教職歴
中学校・高等学校 高等学校 (情報、工業、商業)	中学校(日本人学校においては、中学校又は高等学校と同等の課程)、義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校又は高等専門学校における教諭(講師)としての教職歴(教科は問わない)
特別支援学校	特別支援学校(盲学校、聾学校、養護学校を含む)における教諭(講師)としての教職歴
養護教諭	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校(盲学校、聾学校、養護学校を含む)、中等教育学校又は高等専門学校における <u>養護教諭としての教職歴</u>

イ 教職歴による資格要件

- (ア)国又は地方公共団体が設置する学校における正規教員、任期付教員又は臨時的任用職員等(いずれも常勤相当)、若しくは私立学校又は文部科学大臣認定日本人学校における常勤教員としての継続勤務歴を対象とします。
- (イ)同一の任命権者等における継続勤務月数が、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に『36月』以上(本市における勤務歴の場合は『24月』以上)あることが条件となります。月途中の勤務開始又は勤務終了であっても、1日でも在職していれば『1月』の経験とします。
- (ウ)育児休業・病気休職等により、勤務しなかった期間は含みません。
- (エ)非常勤講師の教職歴は、資格要件の対象となりません。

ウ 派遣歴による資格要件

- (ア)在外教育施設プレ派遣教師としての派遣歴を対象とします。派遣国は問いません。
- (イ)派遣期間が、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に継続して『24月』以上あることが条件となります。複数の派遣期間を通算することはできません。

エ 試験に関する注意事項(教職歴・派遣歴 共通)

第一次試験を免除します。ただし、受験票交付日から別途指定する期日までに「適性検査」を受検してください。また、令和8年7月5日(日)に第二次試験の論文試験を実施しますので注意してください。

→ 教職歴・派遣歴の計算方法 P7へ

●臨時的任用職員

臨時的任用職員とは、次のいずれかの事由により、正規教員と同一の勤務時間で期限を定めて任用される職員をいいます。

- ・正規職員に欠員が生じた場合等の任用(地方公務員法第22条の3)
- ・産休に伴う任用(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項)
- ・育児休業に伴う任用(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号)

●私立学校

私立学校とは、学校法人の設置する学校をいいます。(学校教育法第2条第2項)

●常勤として勤務する教員

常勤として勤務する教員とは、正規教員及び更新の有無にかかわらず、正規教員と同様にフルタイム(常勤)で勤務する教員をいいます。

特別選考②(社会人・国際貢献活動経験者特別選考)

ア 社会人経験者

- (ア)民間企業等とは、法人格を有する企業・団体・官公庁等を指します。
- (イ)継続勤務歴とは、会社員、パートタイマー等として、「週30時間以上の勤務」をしていた期間を指します。「週30時間以上の勤務」であれば、正社員、契約社員、アルバイト等の雇用形態は問いません。
- (ウ)同一の民間企業等における継続勤務月数が『36月』以上(受験区分が中学校・高等学校の数学、理科、美術、技術又は家庭の場合は『24月』以上)あることが条件となります。月途中の勤務開始又は勤務終了であっても、1日でも在職していれば『1月』の経験とします。なお、複数の職歴を通算することはできません。
- (エ)育児休業・病気休職等により、勤務しなかった期間は含みません。

イ 国際貢献活動経験者

- (ア)派遣国、職種は問わず、JICA海外協力隊としての派遣が対象です。
複数の派遣期間を通算することはできません。
- (イ)提出する証明書は独立行政法人国際協力機構が証明する所定の職歴証明書(独立行政法人国際協力機構が発行する派遣の証明書可)となります。

特別選考③(大学推薦特別選考)

- ア 横浜市を第一志望とする方を対象とします。
- イ 対象の大学(大学院)に令和8年4月1日時点で在籍し、令和9年3月31日までに卒業(修了)見込みの方を対象とします。
- ウ 大学からの提出書類のほか、受験者本人のインターネットによる申込みが必要となります。
- エ 書類選考の結果、合格者については第一次試験を免除します。ただし、受験票交付日から別途指定する期日までに「適性検査」を受検してください。また、令和8年7月5日(日)に第二次試験の論文試験を実施しますので注意してください。
- オ 書類選考の結果は、受験票の交付をもって通知します。書類選考の結果、特別選考③に合格しなかった場合は、一般選考での受験となります。
- カ 詳細は各大学の御担当者に確認してください。

特別選考④(スポーツ等特別選考)

- ア P4の表に記載されている種目以外の実績は対象となりません。
- イ 実績の内容を客観的に示す書類の写し(例:表彰状・新聞・認定証など)を提出する必要があります。団体競技等の場合は、必ず実績となる大会に本人が出演していると特定できる書類(メンバー表等)を提出する必要があります。
- ウ 複数の実績がある場合は、最も優秀な実績一つを選択して申し込んでください。
- エ インターネットによる申込みのほか、郵送にて、上記証明書等(必ずA4サイズに拡大・縮小してください)を提出する必要があります。提出の際は、御自身の実績の該当箇所にマーカー等で印をつけるなどして分かるようにしてください。
- オ 提出された書類は返却しません。また、書類以外のものは提出しないでください。

特別選考⑤(アイ・カレッジ特別選考)

- ア 横浜市教育委員会が設置する令和7年度よこはま教師塾「アイ・カレッジ」を卒業した方を対象とします。
- イ 第一次試験を免除します。ただし、受験票交付日から別途指定する期日までに「適性検査」を受検してください。また、令和8年7月5日(日)に第二次試験の論文試験を実施しますので注意してください。
- ウ 申込み後に、卒業していないことが判明した場合は、一般選考での受験となります。

特別選考⑥(障害者特別選考)

- ア インターネットによる申込みのほか、身体障害者手帳、療育手帳(又は知的障害者であることの判定書)、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写しを、郵送にて提出する必要があります。
※インターネットによる申込みが困難な場合は、教職員人事課任用係まで連絡してください。
- イ 一般選考及び特別選考①～⑤、⑦、⑧のうち、受験を希望する選考区分を選択してください。選考区分は、各区分で設定されている資格要件を満たす選考区分を選択できます。
- ウ 申込みは上記イで選択した選考区分の電子申請申込フォームから行ってください。
- エ 受験に際し、配慮を希望する場合は、必ず配慮希望の欄に入力してください。具体的な配慮の内容や方法については、申込み後に個別に確認して決定します。

配慮の具体例

○視覚に障害のある方

- ・点字による出題や点字器等の使用 ・盲導犬の同行 ・視覚補助具の使用 ・問題及び解答用紙の拡大
- ・試験時間の延長(点字の場合:規定の約1.5倍、拡大文字の場合:規定の約1.3倍)など

○聴覚に障害のある方

- ・説明文等の書面による配付 ・手話通訳者の配置(第二次試験) など

○下肢等に障害のある方

- ・スロープやエレベーターが利用できる試験会場の使用 ・車椅子が利用できる試験会場の使用 など

特別選考⑦(リスタート特別選考)

- ア 次の(ア)、(イ)の両方を満たす方を対象とします。
- (ア) 令和8年3月31日以前に、「横浜市公立学校の正規の教諭及び任用の期限を付さない常勤講師」として、地方公務員法第22条及び教育公務員特例法第12条第1項に規定する正式採用になった方
- (イ) 上記(ア)の後に、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に退職した方
- イ 条件付採用のまま退職した方、免職となった方を除きます。
- ウ 第一次試験を免除します。ただし、受験票交付日から別途指定する期日までに「適性検査」を受検してください。また、令和8年7月5日(日)に第二次試験の論文試験を実施しますので注意してください。
- エ 申込み後に、資格要件を満たさないことが判明した場合は、一般選考での受験となります。

特別選考⑧(大学3年生チャレンジ推薦特別選考)

- ア 横浜市を第一志望とする大学3年生の方を対象とします。
- イ 対象の大学に令和8年4月1日時点で在籍し、令和9年4月1日時点で在籍見込み、かつ、令和10年3月31日までに卒業見込みの方を対象とします。
- ウ 大学からの提出書類のほか、受験者本人のインターネットによる申込みが必要となります。
- エ 書類選考の結果、合格者については第一次試験を免除します。ただし、受験票交付日から別途指定する期日までに「適性検査」を受検してください。また、令和8年7月5日(日)に第二次試験の論文試験を実施しますので注意してください。
- オ 書類選考の結果、特別選考⑧の受験が認められた方に受験票を交付します。
- カ 試験の最終合格者については、令和9年4月に、令和10年度採用候補者名簿登載審査(大学3年次の学業成績の審査)を行います。
- キ 詳細は各大学の御担当者に確認してください。

教職歴の計算方法<特別選考①(教職経験者特別選考)>

(例1)①～④の教職歴があるXさんの場合(小学校区分受験予定者)

① 令和3年4月1日～令和3年7月30日	臨時的任用職員	A市立□□中学校に勤務	算入できません
② 令和3年8月31日～令和4年3月18日	非常勤講師	A市立○○小学校に勤務	算入できません
③ 令和4年4月1日～令和6年3月29日	臨時的任用職員	A市立△△小学校に勤務	24か月
④ 令和6年4月3日～令和7年3月31日	臨時的任用職員	A市立◎◎小学校に勤務	12か月

③及び④のA市立小学校での継続した教職歴が3年となり、特別選考①の資格要件を満たします。
なお、A市が横浜市の場合は、③の教職歴(2年)のみで特別選考①の資格要件を満たします。

(例2)①～④の教職歴があるYさんの場合(小学校区分受験予定者)

① 令和3年4月1日～令和3年7月30日	臨時的任用職員	C市立□□小学校に勤務	算入できません
② 令和4年4月1日～令和6年3月29日	臨時的任用職員	C市立○○小学校に勤務	24か月
③ 令和6年4月3日～令和7年3月31日	常勤講師	D市立△△小学校に勤務	算入できません
④ 令和7年4月1日～令和8年3月31日	臨時的任用職員	C市立◎◎小学校に勤務	算入できません

②のC市立小学校での継続した教職歴が2年となり、C市が横浜市の場合は、特別選考①の資格要件を満たします。

なお、①及び④のC市立小学校での教職歴は、継続していないため、算入できません。

③のD市立小学校での教職歴は任命権者が異なるため、算入できません。

(例3)①、②の在外教育施設プレ派遣教師歴があるZさんの場合(中学校・高等学校区分受験予定者)

① 令和3年4月1日～令和4年3月31日	在外教育施設プレ派遣教師	在外教育施設(中学校又は高等学校と同等の課程)に勤務	12か月
② 令和6年4月1日～令和7年3月31日	在外教育施設プレ派遣教師	在外教育施設(中学校又は高等学校と同等の課程)に勤務	算入できません

プレ派遣教師歴は継続していないため、特別選考①の資格要件を満たしません。

ポイント1 対象となる教職歴は、受験区分に該当する校種・職種に限ります(P5参照)。

ポイント2 非常勤講師としての教職歴は算入できません。

ポイント3 同一の任命権者等における複数の継続した教職歴がある場合は、通算することができます。ただし、一つの任用が終了し、同一月内に次の任用が開始される場合は、あとの在職期間に当該月を算入することはできません。

ポイント4 月途中の任用開始又は任用終了であっても、1日でも在籍していれば『1月』の経験とします。在籍した継続月数が『36月』以上(横浜市における教職歴の場合は『24月』以上)あることが条件となります。

ポイント5 継続していない教職歴等や、任命権者等が異なる教職歴は通算することができません

6 選考方法・試験日

- (1)適性検査 ア 受検期間 受験票交付日から別途指定する期日まで
イ 受検方法 インターネット(オンライン受検)

※期日等の詳細は6月中旬に交付する受験票にて、お知らせします。

検査結果は個人面接(第二次試験)の補助資料とします。

※期日までに検査を完了していない場合は、失格となります。

(2)第一次試験 ※試験会場、集合時刻等の詳細は6月中旬に交付する受験票にて、お知らせします。

ア 試験日

令和8年7月5日(日)

同日に論文試験(第二次試験)を実施します。第一次試験が免除となる選考区分の方も受験する必要があります。

イ 試験会場

(ア)横浜会場(横浜市内)…全受験区分・選考区分対象

(イ)大阪会場(大和大学 大阪吹田キャンパス 大阪府吹田市片山町2-5-1)…対象者を限定しています

●実施する区分:一般選考の小学校、中学校・高等学校(技術、家庭)、特別支援学校、特別選考③、⑧の書類選考合格者及び特別選考①、⑤、⑦の全受験区分(第二次試験の論文試験のみ受験)

●定員・申込方法:約500名(先着申込順)

※希望する方は申込時に「大阪会場」を選択してください。申込時に選択が表示されない方は、「大阪会場」の対象外区分です。

※定員を超える場合は、横浜会場での受験を案内させていただくことがあります(試験会場は受験票発行時にお知らせします。)

※第二次試験会場は、横浜市内となります。

ウ 持ち物

●証明写真(4cm×3cmに切り取ったもの1枚)

※正面向き、上半身、脱帽、背景なし、カラー・白黒不問、令和8年4月1日以降に撮影したもの
裏面に、氏名・受験番号(6月中旬に交付する受験票に記載)を記載して持参してください。
面接カードに貼付するものとは別に持参してください。

●面接カード(原本1部、コピー2部)

面接カードの様式は横浜市教育委員会のホームページからダウンロードしてください。
また、第一次試験日に持参するものと同一の証明写真を貼ってください。

●その他受験票に記載されている持ち物を持参してください。



エ 選考区分ごとの試験項目

選考区分	試験項目	適性検査※1	一般教養・ 教職専門試験	教科専門試験	論文試験※4 (第二次試験)
一般選考	web実施		○	○	○
特別選考①(教職経験者特別選考)	web実施		免除 ※2		○
特別選考② (社会人・国際貢献活動経験者特別選考)	web実施		免除	○	○
特別選考③(大学推薦特別選考)	web実施		免除 ※2		○
特別選考④(スポーツ等特別選考)	web実施		免除	○	○
特別選考⑤ (アイ・カレッジ特別選考)	web実施		免除 ※2		○
特別選考⑥(障害者特別選考)	web実施		※3	※3	○
特別選考⑦ (リスタート特別選考)	web実施		免除 ※2		○
特別選考⑧ (大学3年生チャレンジ推薦特別選考)	web実施		免除 ※2		○

- ※1 受験票交付日から別途指定する期日までに受検してください。期日までに検査を完了していない場合は、失格となります。
- ※2 特別選考③、⑧の書類選考合格者及び特別選考①、⑤、⑦の方は、第一次試験は免除となりますが、論文試験を令和8年7月5日(日)に受験する必要があります。また、受験票交付日から別途指定する期日までに適性検査を受検してください。
- ※3 試験項目は受験を希望する選考区分(一般選考及び特別選考①～⑤、⑦、⑧)に従っていただきます。
- ※4 第二次試験の内容となりますが、第一次試験日に受験者全員に実施し、第一次試験合格者及び第一次試験免除者のみ採点します。

オ 試験内容

試験の種類		試験の内容
一般教養・教職専門試験(60分)		人文・社会・自然科学に関する一般教養試験 教育原理・教育心理・教育関係法規に関する教職専門試験
教科専門試験 (60分)	小学校	小学校全教科に関する専門試験(外国語活動を含む)
	中学校・高等学校 高等学校 (情報、工業、商業)	受験する教科に関する専門試験 ※工業は、科目別(機械、電気、建設、化学、デザイン)の他、教科全般についても出題されます。
	特別支援学校	特別支援教育に関する専門試験
	養護教諭	養護に関する専門試験
論文試験(45分)		論文試験(第二次試験の内容となりますが、第一次試験日に受験者全員に実施し、第一次試験合格者及び第一次試験免除者のみ採点します。)

カ 特定の資格による加点

受験申込時の申請により、次のとおり、第一次試験の総合得点に加点します。

選考区分	受験区分	加点対象とする能力・資格	加点対象とする資格内容	加点内容
一般選考 特別選考② 特別選考④	小学校	英語	次のいずれかの免許状又は英語に係る資格を有する方。 (1) 令和9年4月1日時点で有効な中学校教諭普通免許状(英語)(※1) (2) 令和9年4月1日時点で有効な高等学校教諭普通免許状(英語)(※1) (3) 実用英語技能検定 準1級以上(※2) (4) ケンブリッジ英語検定 総合スコア160点以上(※3) (5) GTEC 総合スコア1,190点以上(※3) (6) IELTS 総合バンドスコア5.5以上(※3) (7) TEAP 総合スコア309点以上(※3) (8) TEAP CBT 総合スコア600点以上(※3) (9) TOEFL iBT 総合スコア72点以上(※3) (10) TOEIC L&R(IP除く) 総合スコア785点以上(※3) (11) TOEIC S&W(IP除く) SpeakingとWritingの合計スコアが310点以上(※3) ※1 令和9年3月31日までに取得見込みの方を含む。 ※2 令和8年5月11日までに取得した方に限る。 ※3 令和6年4月1日から令和8年5月11日までに取得した方に限る。	一般選考 200点満点のうち15点 特別選考 ②、④ 100点満点のうち8点
		特別支援学校	令和9年4月1日時点で有効な特別支援学校教諭普通免許状を有する方(令和9年3月31日までに取得見込みの方を含む。) ※盲学校、聾学校、養護学校教諭普通免許状を有する方は、特別支援学校教諭普通免許状を授与されたものとみなします。	
		特別支援学校	令和9年4月1日時点で有効な特別支援学校教諭普通免許状を有する方(令和9年3月31日までに取得見込みの方を含む。) ※盲学校、聾学校、養護学校教諭普通免許状を有する方は、特別支援学校教諭普通免許状を授与されたものとみなします。	

※小学校区分において加点申請できる能力・資格は英語又は特別支援学校のいずれかとします。

※受験申込時の申請に誤りがないか必ず確認してください。

※加点申請をした方には、受験票にて加点対象となる旨をお知らせします。加点申請をした方は、受験票が交付された際に、忘れずに確認してください。

※資格を確認できる書類(免許状授与証明書、各資格試験機関が発行する証明書等)の提出については、最終合格後に案内します。

※加点資格を欠いていることが判明した場合は、加点が無効となり失格となる場合があります。

(3)第二次試験

ア 試験日

令和8年8月3日(月)～14日(金)・・・特別選考⑧(大学3年生チャレンジ推薦特別選考)以外

令和8年9月1日(火)～4日(金)・・・特別選考⑧(大学3年生チャレンジ推薦特別選考)のみ

第一次試験合格発表時に指定する1日に実施予定です。

受験区分別の日程等の概要は、6月中旬以降に横浜市教育委員会のホームページにてお知らせします。

イ 試験会場 第一次試験合格発表時に横浜市教育委員会のホームページにてお知らせします。(会場は全て横浜市内です。)

ウ 集合時刻・持ち物等 第一次試験合格発表時に横浜市教育委員会のホームページにてお知らせします。

エ 試験内容

(ア)模擬授業 約8分

下表のとおり(昨年度の試験内容から変更がありますので、必ず確認してください。)

※養護教諭は模擬授業の代わりに模擬対応(場面指導)を実施します。

(イ)個人面接 約30分 面接の中で模擬対応(場面指導)を2分程度実施します(養護教諭を除く。)

(ウ)論文試験 45分(第一次試験日に実施)※テーマ及び字数は当日に提示します。

(エ)実技試験(受験区分が中学校・高等学校の音楽・保健体育・英語のみ実施)

P11のとおり

【模擬授業】

模擬授業の試験内容

教科等の1単位時間の授業計画を立て、8分間の模擬授業を行ってください。(8分間には準備、片付けの時間は含みません。)

受験区分	模擬授業テーマ(課題)
小学校	小学校における教科の授業(特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動は除く。)
中学校・高等学校 (国語、社会、数学、理科、音楽、 美術、保健体育、技術、家庭、英語)	中学校における受験教科の授業(特別の教科 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動は除く。)
特別支援学校	特別支援学校における教科の授業(特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動は除く。)
高等学校(情報、商業、工業)	高等学校における受験教科の授業(総合的な探究の時間及び特別活動は除く。)

【授業の設定】

学年、教科※1、障害種※2等については、自由に設定してください。ただし、朝の会等の短い時間や、個別支援学級(特別支援学級)、通級指導教室の指定はできません。

面接員を児童生徒に見立てて授業をしてください。ただし、机間指導は禁止します。また、号令・あいさつなどは不要です。授業そのものを行ってください。導入、展開、まとめのどの分節を取り出して行っても構いません。

※1 教科については、小学校区分及び特別支援学校区分のみ設定してください。中学校・高等学校区分、高等学校区分においては受験教科で設定してください。

※2 障害種については、特別支援学校区分でのみ設定してください。

【実施の流れ】

授業を始める際に、学年、教科、障害種等を発表してください。詳細は、当日の指示に従ってください。

【留意事項】

1 試験教室

普通教室で行う授業を想定してください。

試験教室内の黒板及びチョーク(白・黄)又はホワイトボード及びホワイトボードマーカー(黒・赤)は使用していただいて構いません。

2 物品及び持込資料等

(1)「模擬授業テーマ兼メモ用紙」(ホームページに様式掲載。A4用紙1枚まで。両面印刷可。貼付禁止。)は試験教室内に持込み可能です。なお、所定の様式を使用しない場合でも、A4用紙1枚まで(両面印刷可。貼付禁止。)を限度とします。その他の物品及び資料の持込みはできません。

(2) 持込資料は試験の開始前に監督員が確認させていただく場合があります。当日の指示に従ってください。

(3) 持込資料を見ながら授業を行っても構いません。面接員への提出は不要です。

3 その他

(1) 面接員とは、授業中での指示や発問等のやりとりをすることもできます。

(2) 試験教室内には机の置かれていない場所がありますが、その場所に面接員以外の児童生徒がいる想定で授業を行っても構いません。ただし、その場合は、面接員以外の児童生徒とのやりとりのみで終わりとせず、面接員とのやりとりも含めるようにしてください。

【実技試験】

受験区分		実技試験の内容
中学校・高等学校	音楽	<p>次の1～3の全てを行う ※いずれも時間の関係で途中までの演奏となることがあります。</p> <p>1 自らのピアノ伴奏による歌唱(弾き歌い)</p> <p>◆次の曲の中から任意の一曲を選び演奏する。</p> <p>①「赤とんぼ」 三木露風作詞 山田耕筰作曲 ②「荒城の月」 土井晩翠作詞 滝廉太郎作曲 ③「早春賦」 吉丸一昌作詞 中田章作曲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伴奏は原曲あるいは教科書のもを基本としますが、各自の声域に合わせて移調したり、多少の編曲を加えても構いません。 ・ 教科書に伴奏が掲載されていない曲についても、原曲のスタイルを基本としてください。 ・ 楽譜を見て演奏しても構いません。楽譜は各自で用意してください。 <hr/> <p>2 アルト・リコーダーによる演奏</p> <p>◆次の曲の中から任意の一曲を選び演奏する。</p> <p>①G.Ph.テレマン作曲 ソナタヘ短調「忠実な音楽の師」TWV41: f1 第1楽章 Triste ②N.シェドヴィル(伝ヴィヴァルディ)作曲「忠実な羊飼ひ」作品13 ソナタ2番ハ長調 第4楽章 Allegro ③G.F.ヘンデル作曲 ソナタハ長調 作品1-7 HWV365 第2楽章 Allegro</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 楽譜及びアルト・リコーダーについては各自で用意してください。 ・ 無伴奏とします。 ・ 楽譜を見て演奏しても構いません。 <hr/> <p>3 任意の楽器による独奏又は独唱(暗譜による演奏)</p> <p>◆任意の一曲を選び演奏する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験当日は、必ずご自身の楽器をご持参ください。(ピアノは会場設置のものを使用) ・ 試験会場に持ち込み可能な楽器について 【和楽器、管楽器(リコーダー以外)、弦楽器(ギターや二胡を含む)、打楽器、アコーディオン】 ・ 電子楽器は使用できません。 ・ 楽器を当日又は事前に試験会場へ、自家用車等で搬入することはできません。 ・ 2～3分程度の楽曲(楽曲の一部を抜粋してもよい)とします。 ・ 原曲に伴奏がある場合でも無伴奏とします。 ・ 当日使用する楽曲の楽譜を3部持参してください。
	保健体育	<p>◆器械運動: マット運動(マット2枚分の長さで、5つ以上の技で構成し、一往復で演技を実践する。)</p> <p>◆陸上競技: 走り高跳び(約1mのバーに対して、自ら選択した跳び方で実践する。)</p> <p>◆水 泳: 当日提示される2つの泳法を用いて、往路25m復路25mの計50mを実践する。</p> <p>◆球 技: バレーボール(アンダー・オーバーハンドパスを用いて対人パスを約30秒間実践する。)</p> <p>◆武 道: 柔道又は剣道のいずれか1種目を受験申込時に選択 柔道(基本となる技を1つ選択し「受」と「取」を実践する。) 剣道(基本となる技を実践する。)</p> <p>運動着や水着、武道で選択した種目の用具一式等の持ち物は、受験者が各自で用意する。 なお、上記の実技内容については、中学校学習指導要領に記載されている技能を主として考える。</p>
	英語	<p>プレゼンテーションにおける英語運用能力試験</p> <p>成人のイングリッシュスピーカーを聞き手として想定し、当日に提示される課題に対してプレゼンテーションを行う。 なお、採点にあたり、当日のプレゼンテーションを撮影し、録画した内容で行うものとする。</p>

7 受験に際して必要な配慮

身体障害者手帳等をお持ちでない方についても、受験に際して配慮を希望する場合は、必ず申込みの際に配慮希望の欄にその旨を入力してください。状況に応じて、申込み後に個別に確認し、配慮の内容や方法を決定します。

8 選考試験の結果通知・開示

合格者の受験番号は、合格発表の日から1週間程度、横浜市教育委員会のホームページに掲載します。受験区分・選考区分における順位等の通知方法については、別途案内します。

なお、いかなる理由があっても、選考(適性検査の受検を含む)を欠席した場合や、受験資格を満たさない場合、各選考区分の資格要件を満たさない場合は、合否判定の対象とせず、試験結果は通知しません。

9 健康確認

健康な状態で勤務していただくため、採用にあたり健康診断を受診し、所定の診断票を提出していただきます。

10 採用

(1) 横浜市公立学校教員採用候補者名簿への登載

- ア 最終合格者(特別選考⑧を除く)は、「令和9年度横浜市公立学校教員採用候補者名簿」(以下「候補者名簿」という。)に登載し、原則として令和9年4月1日に採用します。
- (ア) 中学校・高等学校「数学」「理科」区分において、申込時に「技術」を併願した方を対象に、「数学」又は「理科」の最終合格に至らなかった方のうち成績上位者については、「技術」の最終合格者として候補者名簿に登載します。
- (イ) 中学校・高等学校「音楽」「英語」区分において、申込時に「小学校専科教員」を併願した方を対象に、「音楽」又は「英語」の最終合格に至らなかった方のうち成績上位者については、「小学校専科教員」(音楽又は英語)の最終合格者として候補者名簿に登載します。
- イ 特別選考⑧最終合格者は令和9年4月に実施する令和9年度採用候補者名簿登載審査(大学3年次の学業成績の審査)の通過をもって、「令和10年度横浜市公立学校教員採用候補者名簿」に登載し、原則として令和10年4月1日に採用します。

(2) 名簿への登載の取消し

次のいずれかに該当する場合には、候補者名簿の登載を取り消します。

- ア 令和9年3月31日までに受験資格に該当する教員普通免許状を取得できない場合
- イ こども家庭庁に戸籍情報等を提供しない場合
- ウ 上記ア・イの他、受験資格を欠いていることが明らかとなった場合
- エ 受験の申込み又は試験において、虚偽又は不正の行為をしたことが明らかとなった場合
- オ 採用するにふさわしくない非違行為等があった場合、又は採用に関する照会に応答しないなど採用される意思がないと認められる場合

11 大学院進学又は大学院修学継続による採用延期

候補者名簿登載者が、教員としての能力及び資質の向上を目的とした大学院への進学又は大学院修学を継続するために、大学院課程修了後の採用を希望する場合は、採用を延期することができます。ただし、採用延期にあたっては、横浜市教育委員会に本人がその旨の申出を行い、承認される必要があります。なお、延期できる期間の上限は、大学院課程の修了日以後における最初の3月31日までです。原則として、休学や留年等の本人都合の理由による修学期間の延長は認めません。

採用延期の要件

次の全ての要件を満たす方を対象とします。

- (1) 原則として、令和8年12月14日(月)までに、進学又は修学継続の証明書を提出できる方
※大学院進学希望者で期日までに証明書を提出できない方は、事前に連絡してください。
なお、証明書の提出日によっては、採用延期ができない場合があります。
- (2) 受験資格に該当する教員免許状を令和9年3月31日までに取得している方
- (3) 採用の延期期間中に、大学院課程を修了し、受験した校種・教科等の専修免許状を取得できる方

12 留意事項

- (1) 受験申込時や面接カードの記載事項が事実と異なることが明らかになった場合は、失格とする又は採用を取り消すことがあります。
- (2) 複数回にわたって申込みを行った場合、全ての申込みが無効となる場合があります。
- (3) この試験において、提出された書類は一切返却しません。
- (4) 受験に際して収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務の目的にのみ使用します。ただし、横浜市公立学校における講師登録(臨時的任用職員・非常勤講師)を依頼するために、受験申込時に記載した個人情報を利用することについて同意された方は、講師登録を依頼する際に、御本人宛に電話連絡する場合があります。また、最終合格後に収集する個人情報は、採用に関する事務の目的にのみ使用します。
- (5) 試験時間中は、スマートフォン、携帯電話及びICレコーダー等、通信・通話・録音・録画のできる電子機器の使用を禁止します。必ず、電子機器の電源を切り、かばんの中に入れてください。また、試験会場内での録画、録音等の行為についても禁止します。
- (6) 試験会場内では、全て監督員の指示に従ってください。従わない場合又は不正とみなす行為をした場合は、失格とし、退出していただくことがあります。

13 申込方法

申込方法は、インターネットによる申込みとします。（「横浜市電子申請・届出システム」を利用します。利用者登録が必要です。）

※特別選考③、④、⑥、⑧受験者は、インターネットから申込みのうえ、別途申込時提出書類を郵送してください。（P15参照）

(1) 申込期間 **令和8年4月8日(水)～5月11日(月)午後5時まで**

※申込締切り直前は回線が大変混雑します。また、システム管理等のため一時的に利用できない場合がありますので、余裕を持って申し込んでください。
※使用されるパソコンや通信回線上の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。

(2) 申込手順

- ① 利用環境の確認**
- ・受験票を印刷するためにプリンターが必要となります。
 - ・必ず動作環境を確認してから申込みをしてください。
 - ・この申込みを行うにあたっては、アプリケーションのインストールは不要です（電子署名を求めることはありません）。
 - ・適切な動作環境でない場合、不具合が生じる場合があります。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/requirement>



- ② 利用者登録** ※既に登録をされている方は省略してください。

「横浜市電子申請・届出システム」

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

のトップ画面で、画面右上の「新規登録」ボタン⇒「個人として登録する」ボタンをクリックし、指示に従って利用者登録をしてください。

※登録時に取得したIDとパスワードは必ず控えておいてください。申込時、受験票発行時に必要となります。
※IDを取得しても、受験申込みは完了していませんので、注意してください。

こちらに利用者IDとパスワードを控えておいてください。▶

利用者ID(メールアドレス)

パスワード



- ③ 申込み (1) 手続き検索**



②の利用者登録を完了した後に、トップ画面の右上にある「ログイン」ボタンからログインをしてください。

その後にトップ画面の「手続き一覧(個人向け)」をクリック⇒「キーワード検索」にて「教員採用試験」と入力して検索してください。

- ④ 申込み (2) 申込み 手続き開始**

受験する選考区分(一般選考、特別選考①～⑤、⑦、⑧のいずれか)を手続一覧から選びクリックしてください。
※特別選考⑥で受験する場合は、上記選考区分のうち、受験を希望する選考区分をクリックしてください。

「内容詳細」の画面が表示されますので、案内内容を確認したうえでページ下部の「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

⑤申込み (3)申請内容 の入力

申請内容の入力画面が表示されますので、必要事項を入力してください。
入力内容に不備があると、受験できない場合がありますので、注意してください。

▼
入力が終わりましたら、「申請する」ボタンをクリックしてください。
※入力内容が事実と異なることが明らかになった場合は、失格とする又は採用を取り消すことがあります。

⑥申込み (4)申込みの完了、申込み完了のメール受信

申請の完了画面が表示されます。
申込み完了のメールが届きますので、そちらも必ず確認してください。
申込みの完了画面とメールに記載されている申込番号は問い合わせの際に必要なになりますので、メールは削除をしないでください。

※申込み完了後、必ず手順「⑦申込み状況の確認」とおり、申込みが完了しているか確認してください。
申込みが完了していない場合は、受験できませんので注意してください。

⑦申込み状況の確認



画面右上のアカウント名をクリックしてください。

▼
マイページ画面の利用者メニューの「申請履歴・委任状の確認」から、「申請履歴一覧・検索」をクリックしてください。

▼
次画面にて御自身が申し込んだ手続が「申請を送信しました」と表示されていることを確認してください。

※申込みが表示されない場合は、申込みが完了していません。申込みが完了していなければ受験をすることが出来ませんので注意してください。

⑧受験票の交付(横浜市電子申請・届出システムからダウンロード)



●6月中旬に、利用者IDとして登録したアドレスあてに、受験票発行が可能な旨のメールを配信します。

●電子申請・届出システムにアクセスし、⑦のマイページ画面から受験票をダウンロードし、印刷してください。

●受験票発行の手順は、6月中旬以降にホームページに掲載しますので、確認してください。

受験票は、白色・無地のA4用紙に印刷のうえ、試験当日に持参してください。

※受験票が発行できることを6月14日(日)までに確認できない場合は、6月15日(月)に教職員人事課任用係へ連絡してください。

申込みを取り下げたい場合・申込内容を修正したい場合

(1) 申込みを取り下げたい場合

一度行った申込みを取り下げる場合は横浜市電子申請・届出システムにて以下の手続きを行ってください。

- ① 電子申請・届出システムにログインする
- ② ログイン画面のアカウント名をクリックし、マイページ画面へ
- ③ マイページ画面の「申請履歴一覧・検索」から取り下げたい申請を選択
- ④ ページ最下部の「この申請を取り下げる」を選択

(2) 申込内容を修正したい場合

修正をしたい場合は、正しい内容で再度申込みをしたうえで、速やかに修正したい申込みを取り下げてください。取り下げ方法については(1)を参照してください。

※申込期間終了後に申込みを取り下げた場合は、辞退とみなし、いかなる理由においても受験する一切の権利を失います。

また、申込期間終了後に申込内容の修正はできませんので、必ず申込期間中に、申込内容に誤りがないか確認してください。

(P14「**申込み状況の確認**」参照)

申込時提出書類の郵送(特別選考③、④、⑥、⑧のみ)

特別選考③、④、⑥、⑧受験者の方は、インターネットによる申込みを行ったうえで、次の書類を郵送してください。

対象者	提出書類(郵送提出)	提出期間
特別選考③ 特別選考⑧	大学を通じて提出していただきます。 詳細は、各大学の御担当者に確認してください。	令和8年4月8日(水)～5月1日(金) 5月1日(金)必着(持込不可)
特別選考④	実績の内容を客観的に示す書類の写し	令和8年4月8日(水)～5月11日(月) 5月11日(月)消印有効(持込不可)
特別選考⑥	身体障害者手帳、療育手帳(又は知的障害者であることの判定書)、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し(氏名、生年月日、発行自治体及び障害名が分かるページ)	

【郵送方法】

◆角形2号封筒(縦332mm×横240mm)に提出書類を入れて郵送してください。

◆**郵便事故防止のため、必ず簡易書留扱いで、国内から郵送してください。**国外からの郵送や、普通郵便での郵送で、郵便事故等により横浜市教育委員会に提出書類が届かなかった場合は、受験できません。また、提出書類が届いているかどうかの問合せには回答できません。簡易書留差出時の受領証は、受験票発行ができるまで保管してください。

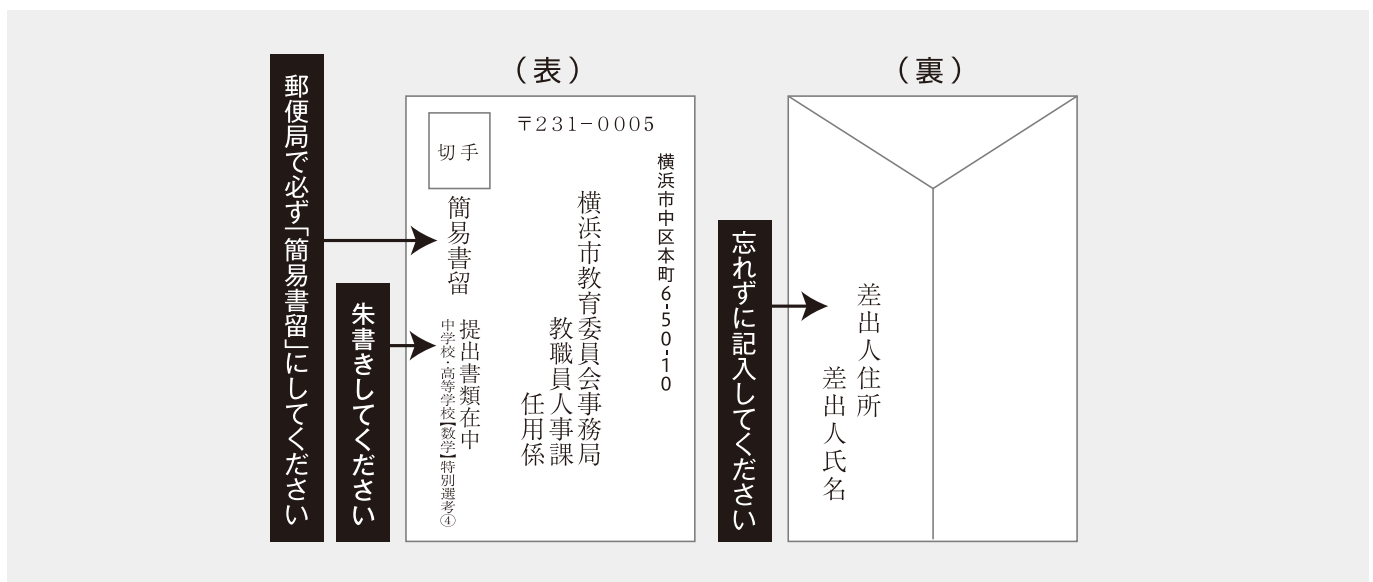
◆封筒の表に以下について朱書きしてください。

- ・「提出書類在中」
- ・受験区分(小学校、中学校・高等学校[教科]、特別支援学校、養護教諭、高等学校[教科]の別)
- ・選考区分(特別選考③、④、⑥、⑧の別)

◆封筒の裏には差出人の住所・氏名を必ず明記してください。

【送付先】 横浜市教育委員会事務局教職員人事課 任用係

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10



Q&A よくあるお問合せ

Q1 教員免許状の有効性について、確認する方法を教えてください。

A. 授与年月日が令和4年7月1日以降の教員免許状は、有効期間の定めがありません(生涯有効です)。また、有効期間の満了の日又は修了確認期限が令和4年7月1日以降の教員免許状も、有効期間の定めがありません(生涯有効です)。詳しくは、文部科学省の「令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて」のページで確認してください。



Q2 受験票はいつ交付されますか？

A. 6月中旬です。電子申請・届出システムにアクセスし、各自で受験票を印刷していただきます。6月14日(日)までに受験票の発行が確認できない場合は、6月15日(月)に教職員人事課任用係へ連絡してください。

Q3 第一次試験の倍率はどのくらいですか？

A. 昨年度の倍率は、全体では約1.2倍でした。校種別で見ると、小学校は約1.1倍、中学校・高等学校は約1.4倍、特別支援学校は約1.1倍、養護教諭は約1.9倍、高等学校は1.4倍でした。

Q4 過去の試験問題は、見せてもらえますか？

A. 過去5年分の「一般教養・教職専門試験」「教科専門試験」の問題、解答、配点、論文課題等を、横浜市民情報センターで閲覧できます。開館状況を確認の上、お越しください。
また、論文課題は横浜市教育委員会のホームページにも掲載していますので、参考にしてください。

Q5 第二次試験の倍率(最終倍率)はどのくらいですか？

A. 昨年度の最終倍率は、令和8年度採用予定者全体では約2.0倍でした。校種別で見ると、小学校は約1.5倍、中学校・高等学校は約2.2倍、特別支援学校は約1.6倍、養護教諭は約7.2倍、高等学校は約3.2倍でした。
令和9年度採用予定者(大学3年生チャレンジ推薦特別選考)全体では約1.1倍でした。
校種別で見ると、小学校は約1.2倍、中学校・高等学校は約1.0倍、特別支援学校は約1.1倍でした。

Q6 最初の配属校から他の学校に異動する際の、制度の概要を教えてください。

A. 異動は、人材育成及び組織を活性化するために実施しています。同一校に3年勤務した方から異動が可能ですが、原則として6年以上(ただし、新採用者については4年以上)勤務した方が、人事異動の対象者となっています。

Q7 こども性暴力防止法に定める「特定性犯罪」とは何ですか？

A. 令和6年6月19日に成立、同月26日に公布され、令和8年12月25日に施行を予定されているこども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)に定められた「特定性犯罪」とは、不同意わいせつ・不同意性交等・児童買春・児童ポルノ所持・痴漢・盗撮・未成年淫行などです。
詳しくは、こども家庭庁の「こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」のページで確認してください。



- 悪天候等による交通機関の遅延や災害時等、試験に関する緊急連絡は、横浜市教育委員会のホームページに掲載予定です。
- 受験に際して配慮が必要な場合は御相談ください。
申込み後に個別に確認し、配慮の内容や、方法を決定します。

横浜市教員採用試験
ホームページ



ホームページにもQ&Aを
掲載しています!



お問合せ

横浜市教育委員会事務局教職員人事課 任用係

先生開化
YOKOHAMA

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10
Tel:045-671-3246 FAX:045-681-1413
mail:ky-kyosyokujinji@city.yokohama.lg.jp